

○回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定
[C(2001)107/FINAL] (仮訳)

理事会は、

1. 1960年12月14日の経済協力開発機構(OECD)条約第5条a)を考慮し;
2. 回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の機能的な規制システムを確立するべく改正された、回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する1992年3月30日の理事会決定[C(92)39/FINAL]を考慮し、
3. 1992年5月5日に発効した有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の第1条第1項(a)に従って有害であると分類される廃棄物、及び条約第1条第1項(a)に該当しない廃棄物について、各々リスト化した条約附属書Ⅷ及びⅨが追加され、1998年11月6日に改正されたバーゼル条約を考慮し、
4. 殆どのOECD加盟国(以下「加盟国」という。)及び欧州共同体がバーゼル条約の締約国となっていることに留意し、
5. 1998年10月にウィーンで開催された廃棄物管理政策ワーキンググループにおいて、OECD決定[C(92)39/FINAL]における手続及び規則と、バーゼル条約におけるそれらとを更に調和させることを加盟国が合意したことに留意し、
6. 廃棄物からの貴重な原材料及びエネルギーの回収が国際経済体制の不可欠の一部を占めていること、また、これらの廃棄物の収集及び処理のために確立した国際市場が加盟国間に存在することに留意し、
7. 更に、加盟国における多くの産業分野が、既に、環境上適正であり、かつ経済上も効率的な方法で廃棄物を回収する技術を実施し、これにより資源効率を上げ、持続可能な開発に寄与していることに留意し、また、この方向への更なる努力が必要とされ、かつ奨励されるべきであることを確信し、
8. 廃棄物の環境上適正かつ経済上効率的な回収は、加盟国間の廃棄物の越境移動を正当化しうることを認識し、
9. 決定[C(92)39/FINAL]により確立された機能的な規制システムが、回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動を加盟国が環境上適正かつ経済上効率的に実施するための貴重な枠組であることを認識し、
10. そのため、バーゼル条約第11条第2項の下でこの協定を継続することを希望し、
11. 加盟国が、その管轄下にある地域内において、人の健康及び環境の更なる保全のために本決定及び国際法の規則に基づく規制を課すことが出来ることを認識し、
12. 規制システムの一部を改善し、バーゼル条約との調和を拡大するために、決定[C(92)39/FINAL]を改正する必要があることを認識し、環境政策委員会の提案に基づいて、決定[C(92)39/FINAL]を次のとおり改正することを決定する。

第I章

- 1 加盟国が、OECD地域内の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制を、本決定第2章及びその附属書において規定される条項に基づき行うことを決定する。
- 2 環境政策委員会に対し、関連する他のOECDの機関とりわけ貿易委員会と協力して、本規制システムと、環境上適正かつ経済上効率的な廃棄物の回収を行う加盟国のニーズとの両立が保証されるよう指示する。
- 3 加盟国に対し、通告書類及び移動書類には本決定附属書8にある様式を使用するよう勧告する。
- 4 環境政策委員会に対し、必要に応じて通告書類及び移動書類の様式を改正するよう指示する。
- 5 環境政策委員会に対し、本決定採択後遅くとも7年以内に、第II章B(3)に基づく廃棄物リスト改正の手続をレビューすることを指示する。
- 6 加盟国に対し、本決定の実施に必要な情報、及び附属書7に掲げる情報を通報するよう要請する。
- 7 事務総長に対し、本決定を国際連合環境計画及びバーゼル条約事務局に送付することを要請する。

第II章

A. 定義

本決定の適用上:

- 1 「廃棄物」とは、他の国際的な協定の適用対象となる放射性物質以外の物質又は物体をいい、
 - (i) 処分作業がされ、又は回収作業が行われているもの又は、
 - (ii) 処分作業又は回収作業が意図されているもの又は、
 - (iii) 国内法の規定により、処分作業又は回収作業が義務づけられているものをいう。
- 2 「有害廃棄物」とは、
 - (i) 本決定附属書1に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物(本決定附属書2に掲げるいずれの特性も有しないものを除く。)及び
 - (ii) (i)に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国であるOECD加盟国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物をいう。加盟国は、自国の国内法令以外のものを執行しなければならない義務はない。
- 3 「処分」とは、本決定附属書5Aに掲げる作業をさす。
- 4 「回収」とは、本決定附属書5Bに掲げる作業をさす。
- 5 「越境移動」とは、一のOECD加盟国の管轄にある地域から、他の加盟国の管轄の下にある地域へ移動することをさす。
- 6 「回収施設」とは、輸入国において適用される法の下で、廃棄物を受領し回収作業を実施するために作業している、もしくは作業することが認可されている施設をさす。

- 7 「輸出国」とは、自国からの廃棄物の越境移動の開始が計画され、もしくは開始されたOECD加盟国をさす。
- 8 「輸入国」とは、自国内への廃棄物の越境移動が計画され、もしくは行なわれているOECD加盟国をさす。
- 9 「通過国」とは、輸出国及び輸入国を除き、自国内を通過する廃棄物の越境移動が計画され、もしくは行なわれているOECD加盟国をさす。
- 10 「関係国」とは、上で定義されている輸出国、輸入国、及び通過国をさす。
- 11 「OECD地域」とは、OECD加盟国の国家管轄権に服する全ての陸地及び海域をさす。
- 12 「権限ある当局」とは、本決定の適用対象となる廃棄物の越境移動に対して管轄権を有する関係国の規制当局をさす。
- 13 「者」とは、自然人又は法人をさす。
- 14 「輸出者」とは、輸出国の管轄権に服する者で、廃棄物の越境移動を開始する者、又は、計画された越境移動が開始された時点で廃棄物に対する占有もしくは他の形態の法的支配を有する者をさす。
- 15 「輸入者」とは、輸入国の管轄権に服する者で、廃棄物が輸入国において受領される時点で、当該廃棄物に対する占有もしくは他の形態の法的支配が託される者をさす。
- 16 「承認された貿易業者」とは、加盟国の管轄権に服する者で、関係国のしかるべき認可を得て、自ら廃棄物を購入し、その後売却する者をさす；この者は、回収作業のための廃棄物の越境移動を取決め、促進するために活動する。
- 17 「発生者」とは、その活動が廃棄物を発生させる者をさす。
- 18 「混合廃棄物」とは、2種類以上の廃棄物を意図的、又は非意図的に混合した結果生ずる廃棄物をいう。廃棄物の単一の積荷が、2種類以上の廃棄物から構成され、それらが個別に分けられている場合には、混合廃棄物には当たらない。

B. 一般規定

(1) 条件

本決定が対象とする廃棄物の越境移動に対し、以下の条件が適用される：

- (a) 廃棄物は、その施設に適用される国内法令及び運用に基づいて環境上適正な方法で行われる回収施設内での回収作業向けられる。
- (b) 回収作業のための廃棄物の越境移動に係る契約又は取り決めに関与する者は全て、国内法令に基づく適切な法的地位を有していなければならない。
- (c) 越境移動は、適用される国際的な輸送に関する協定の条件の下で実施される。
- (d) 非加盟国を通過するいかなる廃棄物も、国際法及び適用されるすべての国内法令の対象とされる。

(2) 規制手続

2段階の制度により、廃棄物の越境移動に適用される規制が具体化される：

(a) 「緑」級規制手続

緑級規制手続の対象となる廃棄物は、本決定附属書3に掲げる廃棄物である。当該附属書は2つの部分からなる。

- ・第1部：バーゼル条約附属書IXに掲げる廃棄物。この中のいくつかの物は、本決定の目的に合致させるための注釈が適用される。
- ・第2部：本決定附属書6に引用されている基準に照らし、OECD加盟国が緑級規制手続を適用することで合意した追加の廃棄物。

緑級規制手続は、C条に示されている。

(b) 「黄」級規制手続

黄級規制手続の対象となる廃棄物は、本決定附属書4に掲げる廃棄物である。当該附属書は2つの部分からなる。

- ・第1部：バーゼル条約附属書II及びVIIIに掲げる廃棄物。この中のいくつかの物は、本決定の目的に合致させるための注釈が適用される。
- ・第2部：本決定附属書6に引用されている基準に照らし、OECD加盟国が黄級規制制度を適用することで合意した追加の廃棄物。

黄級規制手続は、D条に示されている。

(3) 附属書3及び4に掲げる廃棄物のリストへの修正手続

通常、その他の公式な決定がなくても、バーゼル条約附属書IXになされた修正は、本決定附属書3の第1部に、バーゼル条約附属書II及びVIIIになされた修正は、本決定附属書4の第1部にそれぞれ適用される。発効の日は、バーゼル条約の修正（以下「修正」という）の発効の日と同日とする。また、同日、附属書3又は4の第2部への必要な変更も自動的に行われる。

例外：

- a) 修正に関し、附属書6の基準に照らしたところ、1つの又は複数の廃棄物について別級の規制を適用することが正当であると決定した加盟国は、バーゼル条約締約国会議により当該修正が採択された日から60日以内に、OECD事務局に対し書面により異議を申し立てることができる。このような異議については、本決定の関連する附属書又は付録への代替的な適用案を含むものとし、OECD事務局より全加盟国に即時に伝達される。
- b) OECD事務局への異議に関する通報により、当該廃棄物の本決定附属書への適用は留保される。適切なOECDの機関による審査が終了するまで、当該廃棄物には、第6部(b)及び(c)の条項が適用される。
- c) 適切なOECDの機関は、提起された異議及び関連する代替的な適用案について迅速に審査し、当該修正がバーゼル条約締約国間で発効する1ヶ月前までに合意に達すること。
- d) 適切なOECDの機関において期限までに合意に達した場合には、関連する本決定附属書は適切に修正される。いかなる修正も、バーゼル条約の修正がバーゼル条約締約国間で発効する日と同日に発効する。
- e) 適切なOECDの機関において期限までに合意に達しなかった場合には、当該修正はOECD規制制度には適用されない。その廃棄物に関しては、本決定の適当な附属書は適切に修正される。各加盟国は、その国内法及び国際法に従い、当該廃棄物を規制する権利を有する。

(4) 特別な国の規制に関する条項

- a) 本決定は、人の健康および環境を保護するため、国内法および国際法の原則に従い、例外的に特定の廃棄

物に異なる規制を行う加盟国の権利を害するものではない。

- b) 従って、加盟国は緑級規制手続が適用される廃棄物を、黄級規制手続が適用される廃棄物として規制することができる。
- c) 加盟国はその国内法に従い、本決定附属書2に掲げる有害特性のいずれをも呈さないとの国内手続を用いた決定により、黄級規制手続が適用される廃棄物を緑級規制手続が適用される廃棄物として法的に定義し、又は認めることができる。
- d) 輸入国によってのみ黄級規制手続が適用される廃棄物であると法的に定義され又は認められている廃棄物の越境移動の場合においては、輸出者及び輸出国について適用するD条の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸入者及び輸入国に適用する。

(5) 情報の要求

別級の規制を適用する権利を行使している加盟国は、OECD事務局に対し、当該廃棄物の名称と適用される法律上の要件とを列挙した報告を速やかに行なう。加盟国で、本決定附属書2に掲げる一つまたはそれ以上の有害特性を呈しているかどうかを決定するために、特定の試験または試験手続の利用を規定している国は、OECD事務局に対し、いずれの試験および試験手続が利用されているかを報告する。さらに、可能であれば、当該国内手続の適用に基づいて、どの廃棄物が有害廃棄物であると法的に定義されまたは認められるかにつき報告する。上記全ての情報の要求は本決定附属書7に特定されている。

(6) 本決定附属書3又は4に掲げられていない廃棄物

回収作業のための廃棄物で、本決定附属書3又は4に未だ割り当てられていないものは、以下の条件に服することにより本決定に従った越境移動に適するものとなる：

- a) 加盟国はこれらの廃棄物を特定し、適当である場合は、バーゼル条約の該当する附属書を修正するために、バーゼル条約技術作業部会に対し申請を行う。
- b) 当該廃棄物は、リストの一つに割り当てられるまでは、関係国の国内法で要求される廃棄物の越境移動に対する規制に服するが、これは、いかなる国も自国の法以外の法の実施を義務付けられないようにするためである。
- c) しかしながら、仮に、当該廃棄物が国内的手続及び適用される国際協定の適用によって、本決定附属書2に掲げる有害特性を呈すると決定された場合には、当該廃棄物には黄級規制手続が適用される。

(7) 混合又は変質した廃棄物の発生者

仮りに、二つもしくはそれ以上の廃棄物が混合され、さらに／あるいは物理的もしくは化学的な変質をもたらす作業の対象とされるならば、右作業を行なう者は、この作業の結果生じる新たな廃棄物の発生者とみなされる。

(8) 混合廃棄物に係る手続

本決定前文11項に関し、いずれにも該当しない混合廃棄物については、以下の規制手続が適用される。

- (i) 二つもしくはそれ以上の緑級廃棄物の混合物は、この混合の構成が環境上適正な回収作業を阻害しない場合には、緑級規制手続が適用される。
- (ii) 一つの緑級廃棄物と、相当量の1つの黄級廃棄物、又は、二つもしくはそれ以上の黄級廃棄物との混合物は、その構成が環境上適正な回収作業を阻害しない場合には、黄級規制手続が適用される。

C. 緑級規制手続

緑級規制手続が適用される廃棄物の越境移動は、商取引に通常適用される現行の全ての規制に従う。

緑級規制手続が適用される廃棄物リスト（附属書3）に掲げられているか否かにかかわらず、本決定附属書6の基準を考慮にいれた場合に、黄級廃棄物リストへの記載を適当とするに十分なほど当該廃棄物の危険性を増大させる程度にまで、あるいは、当該廃棄物の環境保全上適正な回収作業を阻害する程度にまで他の物質によって汚染されているものに対しては、緑級規制手続は適用されない。

D. 黄級規制手続

(1) 条件

(a) 契約

黄級規制手続が適用される廃棄物の越境移動は、書面による有効な単独のもしくは一連の契約、又は、同一の法的主体により管理されている施設間の契約相当の取決めの条件に基づいてのみ行うことができ、この越境移動は、輸出者に始まり回収施設で終了する。当該契約ないし取決めに関与するすべての者は、しかなるべき法的地位を有する。

当該契約書は、

- i) 以下を明確に特定する：個々の種類の廃棄物の発生者、廃棄物及び回収施設に対し法的に支配を有する者及び回収施設。
- ii) 本決定の該当要件が考慮され、かつ、契約の全当事者がこれに拘束されていることを規定する。
- iii) 次の事項について、契約の当事者のうち該当する者が特定されていること。

(i) 適用される法令の要件に従い、必要な場合にはD条下記(3)(a)に基づく廃棄物の回収を含む当該廃棄物の代替的管理に対する責任を、契約のどの当事者が負うかが特定されていること、及び、

(ii) 事情に応じて、D条下記3(b)に基づく第3国への再輸出に係る通告を行う者が特定されていること。

輸出国あるいは輸入国の権限ある当局の要求に従い、輸出者は当該契約書かその一部の写しを送付する。

上記条項の条件の下で作成された契約書に含まれる情報は、国内法に従って、そこで求められる範囲において極秘扱いされる。

(b) 金銭的保証

国内法又は国際法の要件に従い、輸出者あるいは輸入者は、越境移動及び回収作業に関する取り決めが予定どおり実行できない場合に、代替的な再生利用、処分、あるいはその他の廃棄物の環境上適正な管理を行うための金銭的保証を担保する。

(c) 試験分析のための黄級廃棄物の越境移動

加盟国は、廃棄物の物理化学的特性を評価するため、あるいは、廃棄物の回収作業の適性を決定するための分析試験を行うことが明らかである場合には、その廃棄物の越境移動を黄級規制制度の適用から除外することができる。適用除外される廃棄物の量は、各々の場合において分析を適性に実行するのに必要とする妥当な最低量によって決定されるが、25kg以下でなければならない。分析試料は、適正に梱包及び表示されていなければならない。本決定第II章B条(1)(c)及び(d)で規定されている条件に従う。輸入国あるいは輸出

国の権限ある当局が通報を受けることが国内法で求められている場合には、輸出者は、当該分析試料の越境移動について権限ある当局に通報しなければならない。

(2) 黄級規制手続の機能

黄級規制手続の下では、以下の二つのケースに対し手続が用意されている：

ケース 1：回収施設への個別的あるいは包括的な越境移動

ケース 2：事前の同意が与えられている回収施設への越境移動

ケース 1：回収施設への個別的あるいは包括的な越境移動

- (a) 廃棄物の越境移動の開始に先だて、輸出者は、関係国の権限ある当局に対し書面で通告（「個別的通知」）を行う。この通告には本決定附属書 8 . A . に記載されているすべての情報が含まれる。輸出国の権限ある当局は、国内法に従って、輸出者に代って本通告を送付することができる。
- (b) D 条上記(1)に規定されている契約について、権限ある当局が審査を行うことが国内法で求められている場合、当該審査が適切に実行されるようにするため、通告書類とともに契約書あるいはその一部を送付しなければならない。
- (c) 関係国の権限ある当局は、当該通告書類が完全でない場合、追加的な情報を要求する。輸入国の権限ある当局、及び適用される場合の輸出国の権限ある当局は、上記(a)で言及された不備なき通告を受けると、その通告受領から 3 就業日以内に、輸出者に対し受領通知を送付するとともに他の関係国の権限ある当局に対し写しを送付しなければならない。
- (d) 関係国の権限ある当局は、それぞれの国内法に従い、30 日以内であれば、提案された越境移動に反対することができる。この 30 日という期間は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発給の時点より起算する。
- (e) 関係国による反対は、30 日という期間内に、輸出者および他の関係国の権限ある当局に対し書面で示されなければならない。
- (f) 何らの反対も示されない場合（黙示の同意）、30 日の期間の経過後に越境移動を開始してもよい。黙示の同意は、30 日の期間の終了から起算して一暦年以内でその効力を失う。
- (g) 関係国の権限ある当局は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発給時点から起算して 30 日に満たぬ期間内であれば、越境移動に反対せず同意することを書面により示すことができる。廃棄物の越境移動は、全ての同意が受領され次第、開始することができる。書面による同意の写しは関係国全ての権限ある当局に送付されるものとする。書面による同意は、同意通知の発給日から起算して一年間を上限として有効である。
- (h) 書面による同意ないし反対は、郵送、デジタル署名入り電子メール、郵送に先立つデジタル署名なし電子メール、もしくは郵送に先立つファックスによって示すことができる。他に特段の規定がない限り、右同意は一暦年の内にその効力を失う。
- (i) 廃棄物の越境移動は、関係国全ての同意（黙示もしくは書面による同意）が有効である期間のみ行うことができる。
- (j) 廃棄物の越境移動には、本決定附属書 8 に記載されている情報を含む移動書類を伴うものとする。
- (k) 回収施設が廃棄物を受領してから 3 日以内に、右回収施設は、輸出者および関係国（輸出国、輸入国及び通過国）の権限ある当局に対し、署名のなされた移動書類の写しを一通提出しなければならない。通過国で署名のなされた移動書類の写しを受け取ることを望まない国は、OECD 事務局にその旨通報する。右回収施設は、移動書類の原本を 3 年間保管しなければならない。
- (l) 可能な限り早急に、遅くとも廃棄物の回収作業の終了後 30 日以内、かつ廃棄物を受領してから一暦年以内に、回収施設は、輸出者及び輸出入国の権限ある当局に対し、回収完了証明書を、郵送、デジタル署名入り電子メール、郵送に先立つデジタル署名なし電子メール、もしくは郵送に先立つファックスによって送付しなければならない。
- (m) 本質的に類似した廃棄物（例えば、本質的に類似した物理的及び化学的特性を有するもの）が、定期的に、同一の輸出者から同一の回収施設に送られる場合、関係国の権限ある当局は、当該輸送に関して一年間を上限として一通の「包括的通知」を受領することを選択しうる。この場合、各輸送毎に本決定附属書 8 に記載されている情報を含む移動書類を伴わなければならない。
- (n) 右受理の撤回は、関係国の権限ある当局から輸出者に対する公的な通知により行なわれる。本規定の下で以前に与えられた越境移動に対する受理を撤回する通知は、当該受理を撤回する国の権限ある当局から、すべての関係国の権限ある当局に対して出される。

ケース 2：事前の同意が与えられている回収施設への廃棄物の越境移動

- (a) 輸入国の権限ある当局が管轄下に特定の回収施設を有する場合、特定の回収施設（事前の同意が与えられている回収施設）への特定の種類の廃棄物の越境移動に反対しないことを決定をすることができる。右決定の効力は特定の期間に限定することができ、且つ、いつでも撤回することができる。
 - (b) 右対応を選択する権限ある当局は、OECD 事務局に対し、回収施設の名称、住所、用いられている技術、事前の同意がなされる廃棄物の種類、および適用期間を通報する。いかなる撤回も又、OECD 事務局に対し通告されなければならない。
 - (c) 当該回収施設への廃棄物の越境移動すべてに、ケース 1 (a)、(b) 及び (c) を適用する。
 - (d) 輸出国及び通過国の権限ある当局は、その国内法に照らして、7 就業日以内に提案された廃棄物の越境移動に反対することができる。この 7 就業日という期間は、輸入国の権限ある当局による受領通知の発給の時点より起算する。例外として、輸出国の権限ある当局が、その国内法の要件により、必要に応じて輸出者から追加情報を受け取るために 7 就業日以上必要とする場合には、輸出国の権限ある当局は、輸出者に対し、7 就業日以内に追加の時間が必要である旨通報する。この追加の時間は、輸入国の権限ある当局による受領通知の発給の時点より起算して 30 日以内とする。
 - (e) ケース 1 (e)、(f) 及び (g) においては、30 日という期間の代わりに 7 日を適用するが、上記 (d) に記載されている場合には 30 日という期間をそのまま適用する。
 - (f) ケース 1 (h)、(i)、(j)、(k) 及び (l) を適用する。
 - (g) 包括的通知を受領した場合には、ケース 1 (m) には、輸送の期間を 3 年間までとすることができるという例外を適用する。右受理の撤回には、ケース 1 (n) を適用する。
- (3) 黄級規制手続が適用される廃棄物の返還又は再輸出の義務

関係国の同意が得られている黄級規制手続が適用される廃棄物の越境移動が、不法取引のような理由で、契約の条件に従って完了することが出来ない場合、輸入国の権限ある当局は、輸出国の権限ある当局に対して即時に通報する。輸入国において当該廃棄物が環境上適正な方法で回収されるための代替措置をとることができないときは、以下の条項を場合に依りて適用する。

(a) 輸入国から輸出国への返還

輸入国の権限ある当局は、輸出国及び通過国の権限ある当局に対して、特に廃棄物の返還の理由を示し、その返還について通報する。輸出国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還について再認しなければならない。また、輸出国及び通過国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。返還は、輸入国が輸出国に対してその旨を通報した時から90日以内に又は関係加盟国が同意する他の期間内に行わなければならない。新たな通過国には新たな通告を必要とする。

(b) 輸入国から当初の輸出国以外の国への再輸出

黄級規制手続が適用される廃棄物の輸入国からの再輸出は、輸入国における輸出者から関係国への通告のみならず、当初の輸出国への通告をもなされた後のみ行うことができる。通告及び規制手続は、D条(2)のケース1の関係国の権限ある当局に関する条項を、当初の輸出国の権限ある当局にも当てはめて適用するものとする。

(4) 通過国からの黄級規制手続が適用される廃棄物の返還の義務

関係国の同意が得られている黄級規定手続が適用される廃棄物の越境移動が、通告書や移動書類の事項と不一致がある、あるいはその他の不法取引にあたりと通過国の権限ある当局が判断した場合には、通過国の権限ある当局は、輸出国、輸入国及びその他通過国の権限ある当局に対して即時に通報する。

当該廃棄物が環境上適正な方法で回収されるための代替措置をとることができないときは、輸出国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還について再認しなければならない。また、輸出国及び他の通過国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。返還は、通過国が輸出国に対してその旨を通報した時から90日以内に又は関係国が同意する他の期間内に行わなければならない。

(5) 承認された貿易業者に関する規定

(a) 承認された貿易業者は、廃棄物に対し、輸出者ないしは輸入者であることに伴う全責任を負って輸出者もしくは輸入者として行動しうる。

(b) 第2章D条(2)ケース1 a)で求められている通告書類は、第2章D条(1) (a)に記載されている適切な契約が整い、すべての関係国において法的に履行可能である旨の、輸入者による署名を添えた宣言を含む。

(6) 交換 (R 1 2) および集積 (R 1 3) 作業に関する規定

交換 (R 1 2) 又は集積 (R 1 3) 作業のための廃棄物の越境移動には、ケース1の(a)から(j)、(m)及び(n)を適用する。

(a) 本決定附属書5 Bに指定されているR 1 2又はR 1 3の回収作業を行う回収施設への廃棄物である場合、附属書5 Bに指定されているR 1 からR 1 1のその後の作業を行う又は行いうる回収施設についても通告書類に記載する。

(b) R 1 2又はR 1 3の作業を行う回収施設が廃棄物を受領してから3日以内に、右回収施設は、輸出者及び輸出入国の権限ある当局に対し、署名のなされた移動書類の写しを一通提出しなければならない。右回収施設は、移動書類の原本を3年間保管しなければならない。

(c) 可能な限り早急に、遅くともR 1 2又はR 1 3の回収作業の終了後30日以内、あるいは廃棄物を受領してから一暦年以内に、R 1 2又はR 1 3の作業を行った回収施設は、輸出者及び輸出入国の権限ある当局に対し、回収完了証明書を、郵送、デジタル署名入り電子メール、郵送に先立つデジタル署名なし電子メール、もしくは郵送に先立つファックスによって送付しなければならない。

(d) R 1 2又はR 1 3の作業を行った回収施設が、輸入国にあるR 1 からR 1 1の作業を行う回収施設へ廃棄物を輸送した時は、可能な限り早急に、遅くとも廃棄物の輸送後一暦年以内に、当該施設における廃棄物の回収作業が完了した旨の証明書をR 1 からR 1 1の作業を行う回収施設より受領する。R 1 2又はR 1 3の作業を行った回収施設は、輸入国及び輸出国の権限ある当局に対し、証明書の施設への越境移動であることを特定し、当該証明書を送付する。

(e) R 1 2又はR 1 3の作業を行う回収施設が、回収目的で次の場所にあるR 1 からR 1 1の回収作業を行う回収施設へ廃棄物を輸送する時

i) 当初の輸出国の場合、D条(2)に基づく新たな通告が必要となる。

また、

ii) 当初の輸出国以外の第三国の場合、D条(3) (b)に基づく新たな通告が必要となる。

附属書1 :

規制する廃棄物の分類

廃棄物の経路

Y 1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物

Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物

Y 3 廃医薬品

Y 4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物

Y 5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物

Y 6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物

Y 7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物

Y 8 当初に意図した使用に適用しない廃鋳油

Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物

Y 10 ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT) 若しくはポリ臭化ビフェニル (PBB) を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品

Y 11 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタル状の残渣

Y 12 インキ、染料、顔料、ラッカー及びワニス等の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物

Y 13 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物

- Y14 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学品であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
- Y15 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
- Y16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y18 産業廃棄物の処分作業から生ずる廃棄物

次に掲げる成分を含有する廃棄物

- Y19 金属カルボニル
- Y20 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y21 六価クロム化合物
- Y22 銅化合物
- Y23 亜鉛化合物
- Y24 砒素、砒素化合物
- Y25 セレン、セレン化合物
- Y26 カドミウム、カドミウム化合物
- Y27 アンチモン、アンチモン化合物
- Y28 テルル、テルル化合物
- Y29 水銀、水銀化合物
- Y30 タリウム、タリウム化合物
- Y31 鉛、鉛化合物
- Y32 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物
- Y33 無機シアン化合物
- Y34 酸性溶液又は固体状の酸
- Y35 塩基性溶液又は固体状の塩素
- Y36 石綿（粉じん及び繊維状のもの）
- Y37 有機りん化合物
- Y38 有機シアン化合物
- Y39 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
- Y40 エーテル
- Y41 ハロゲン化された有機溶剤
- Y42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
- Y43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y44 ポリ塩化ジベンゾパーラジオキシン類
- Y45 この附属書（例えばY39及びY41からY44まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物

附属書2：

有害な特性の表

分類番号 特性

H1： 爆発性

爆発性の物質又は廃棄物とは、固体又は液体の物質又は廃棄物（又はこれらの混合物）であって、化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なものをいう。

H3： 引火性の液体

引火性の液体とは、液体、液体の混合物、固体を溶解した液体又は懸濁液（例えば、塗料、ワニス、ラッカー等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質及び廃棄物は、除く。）であって、密閉容器試験において摂氏六十・五度以下又は開放容器試験において摂氏六十五・六度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう（開放法 規試験及び密閉容器試験の結果は、厳密に同じものではないこともあり、また、同一の試験による個々の結果さえも異なることが多いので、このような相違を考慮に入れるためこれらの数値とは異なる基準を設けることは、この定義の考え方の許容するところである。）

H4.1： 可燃性の固体

固体又は固体廃棄物（爆発性に分類されるものを除く。）であって、運搬中に起こることのある条件の下で、燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しくは燃焼を助けるもの。

H4.2： 自然発火しやすい物質又は廃棄物

運搬中における通常の条件の下で自然に発熱することにより又は空気と作用して発熱することにより発火しやすい物質又は廃棄物

H4.3： 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物

水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危険な量の引火性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物

H5.1： 酸性性

それ自体には必ずしも燃焼性はないが、一般的に酸素を発生することにより他の物を燃焼させ又は他の物の燃焼を助ける物質又は廃棄物

H5.2： 有機過酸化物

二価の-O-O-構造を含む有機物質又は廃棄物は、発熱を伴う自己加速的な分解を行うことのある熱に対して不安定な物質である。

H6.1： 毒性（急性）

えん下し、吸入し又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすい物質又は廃棄物

H6.2： 病気をうつしやすい物質

動物若しくは人に疾病を引き起こすことが知られ若しくは疑われている生きた微生物又はその毒素を含有する物質又は廃棄物

- H8： 腐食性
化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じ又は漏出した場合に他の物品若しくは運搬手段に著しい損害を与え若しくはこれらを破壊する物質又は廃棄物（これらの物質又は廃棄物は、他の有害な作用も引き起こすことがある。）
- H10： 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
空気又は水との相互作用により、危険な量の毒性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物
- H11： 毒性（遅発性又は慢性）
吸入し若しくは摂取し又は皮膚に浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすことのある物質又は廃棄物
- H12： 生態毒性
放出された場合に、生物濃縮により又は生物系に対する毒性作用により、環境に対し即時又は遅発性の悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質又は廃棄物
- H13：
処分の後、何らかの方法により、この表に掲げる特性を有する他の物（例えば浸出液）を生成することが可能な物
試験
ある種の廃棄物をもたらす潜在的な危害は、まだ完全に立証されておらず、このような危害を定量的に明らかにする試験は、存在しない。当該廃棄物をもたらす人又は環境への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するため、更に、研究が必要である。標準的な試験は、不純物を含まない物質及び物に関して開発されてきたものである。附属書5 A又は5 Bに掲げる処分又は回収が行われる物質が、この附属書に掲げるいずれの特性を示すかを決定するため、多数の加盟国がこれらの物質について適用することのできる試験を開発してきた。

附属書3：

緑級規制手続が適用される廃棄物のリスト

廃棄物が本リストに記載されているか否かにかかわらず、(a)本決定附属書6の基準を考慮にあれば、黄級廃棄物リストへの記載を相当とするに十分なほど当該廃棄物の危険性を増大させる程度にまで他の物質によって汚染されているもの、あるいは、(b)当該廃棄物の環境保全上適正な回収作業を阻害する程度にまで他の物質によって汚染されているものに対しては、緑級規制手続は適用されない。

第1部：

バーゼル条約附属書IXに掲げる廃棄物

本決定の目的のために、

- (a) バーゼル条約附属書IXにあるリストAに関する注釈は、本決定附属書4に関する注釈として理解されるものとする。
- (b) バーゼル条約のB 1 0 2 0 中の用語「塊状のもの」には、全ての飛散性を有しない形状の金属スクラップが含まれるものとする。
- (c) 「銅の処理から生ずるスラグ」等に関するバーゼル条約のB 1 1 0 0 は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのG B 0 4 0 を適用するものとする。
- (d) バーゼル条約のB 1 1 1 0 は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのG C 0 1 0 及びG C 0 2 0 を適用するものとする。
- (e) バーゼル条約のB 2 0 5 0 は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのG G 0 4 0 を適用するものとする。
- (f) バーゼル条約のB 3 0 1 0 にあるふっ化重合体の廃棄物に関する記載には、ふっ化エチレン重合体及び共重合体（PTFE）も含むものとする。

第2部：

次に掲げる廃棄物にも緑級規制手続が適用される。

金属性、非飛散性形態の金属及び合金（注6）

GA 3 0 0 例 8 1 1 2 2 0 クロムの廃棄物及びスクラップ

金属の溶解、精錬又は精製に伴い生ずる金属を含む廃棄物

GB 0 4 0 7 1 1 2 貴金属又は銅の高度精錬に伴い生ずるスラグ

2 6 2 0 3 0

2 6 2 0 9 0

金属を含むその他の廃棄物

GC 0 1 0

金属又は合金のみから成る電気部品

GC 0 2 0

卑金属又は貴金属の回収に適した電子スクラップ（例えば、プリント配線板、電子部品、電線等）及び規格外の電子部品

GC 0 3 0 例 8 9 0 8 0 0

解体される船舶及び海上浮体構造物（貨物及び船舶の運航に伴い生ずる物であって危険な物質又は廃棄物とされるものを除去したものに限る。）

GC 0 4 0 例 8 7 0 1 - 0 5

廃自動車（液状の物を除去したものに限る。）

8 7 0 9 - 1 1

GC 0 5 0

使用済みの液体接触分解（FCC）触媒（例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト）

次の金属性、飛散性形態の金属及び合金

GC 0 9 0

モリブデン

GC 1 0 0

タングステン

GC 1 1 0

タンタル

GC 1 2 0

チタン

GC 1 3 0

ニオブ

GC 1 4 0

レニウム

非飛散性形態のガラスの廃棄物

GE020	例	7001	グラスファイバーの廃棄物
	例	701939	
非飛散性形態の陶磁器の廃棄物			
GF010			成形後焼成されている陶磁器の廃棄物（セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。）
無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのあるその他の廃棄物			
GG030	例	2621	石炭火力発電所から生じる燃え殻及びスラグタツプ
GG040	例	2621	石炭火力発電所から生じる飛灰
GG160			道路の建設や補修から生ずるタールを含まない瀝青物質（アスファルトの廃棄物）
固形状の廃プラスチック類			
GH013		391530	塩化ビニルの重合体
	例	390410-40	
繊維の廃棄物			
GJ140	例	6310	廃繊維製カーペット類
食品工業から生ずる廃棄物			
GM140	例	500	動物性又は植物性の食用油脂（例 揚油等）
なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる廃棄物			
GN010	例	050200	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛の廃棄物
GN020	例	050300	馬毛の廃棄物（支持物を使用することなく、又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。）
GN030	例	050590	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（縁を整えてあるか否かを問わない。）並びに鳥の綿毛の廃棄物（単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）

附属書4：

黄級規制手続が適用される廃棄物

第1部：

バーゼル条約附属書II及びVIIIに掲げる廃棄物

本決定の目的のために、

- (a) バーゼル条約附属書VIIIにあるリストBに関する注釈は、本決定附属書3に関する注釈として理解されるものとする。
- (b) バーゼル条約のA1010中の用語「B表（附属書IX）に特に掲げるものを除く」は、附属書3の第1部(b)にあるバーゼル条約のB1020及びその注釈の両方を言及したものとする。
- (c) バーゼル条約A1180及びA2060は適用せず、代わりに附属書3にあるOECDのGC010、GC020及びGG040を適切な場合には適用する。加盟国はこれらの廃棄物を、附属書3又は4に掲げられていない廃棄物に関する本決定第2章B条6の規定、及び、附属書3の前書きに基づき、規制することができる。
- (d) バーゼル条約のA4050には、Y33の無機シアン化合物を含有することから、使用済みのアルミニウムの精錬に用いる電解槽の内張りを含むものとする。シアンが破壊されている場合には、Y32のふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含有することから、使用済みの電解槽の内張りは第2部のAB120に該当する。

第2部：

次に掲げる廃棄物にも黄級規制手続が適用される：

金属を含む廃棄物

AA010		261900	鉄鋼の製造に伴い生ずるドロス、スケールその他の廃棄物（注7）
AA060		262050	バナジウムを含む灰及び残滓
AA190		810420	可燃性若しくは自然発火性を有するもの又は水と作用して危険な量の可燃性ガス
	例	810430	燃性ガスを発生するマグネシウムの廃棄物及びスクラップ

無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある廃棄物

AB030			シアン化合物を使用しない金属の表面処理に伴い生ずる廃棄物
AB070			鋳物砂
AB120	例	281290	無機ハロゲン化合物（他に掲げるものを除く。）
	例	3824	

AB130 使用済みのプラスト砂

AB150 例 382490 精製されていない脱硫石膏及び排煙脱硫石膏

有機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある廃棄物

AC020			瀝青物質（アスファルトの廃棄物）（他に掲げるものを除く。）
AC060	例	381900	水圧液体
AC070	例	381900	ブレーキ用液体
AC080	例	381900	不凍液
AC150	例		クロロフルオロカーボン類
AC160			ハロン類
AC170	例	440310	化学処理されたコルク及び木材の廃棄物
AC250			界面活性剤
AC260	例	3101	豚のふん尿
AC270			下水汚泥

無機物又は有機物を含むおそれのある廃棄物

AD090	例	382490	複写用又は写真用の化学品又は材料の製造、調合又は使用に伴い生ずる廃棄物（他に掲げるものを除く。）
-------	---	--------	--

AD 1 0 0		シアン化合物を使用しないプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
AD 1 2 0	例 3 9 1 4 0 0	イオン交換樹脂
	例 3 9 1 5	
AD 1 5 0		ろ材として使用された自然由来の有機物（バイオフィルター等）
有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある廃棄物		
RB 0 2 0		物理化学的に石綿と性状が類似しているセラミックファイバー

附属書 5. A :

処分作業

附属書 5 A は、環境保全の観点から適切であるか否かにかかわらず、実際に行われる処分作業の全てのものを含む。

- D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）
- D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）
- D 6 海洋を除く水域への放出
- D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）
- D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物が附属書 5 A に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの。
- D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物が附属書 5 A に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの。（例えば、蒸留、乾燥、煅焼）
- D 10 陸上における焼却
- D 11 海洋における焼却
- D 12 永久保管（例えば、容器に入れ 鉱坑において保管すること。）
- D 13 附属書 5. A に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D 14 附属書 5. A に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D 15 附属書 5. A に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

附属書 5. B :

回収作業

附属書 5. B は、有害廃棄物であると見なされ又は法的に定義されている物であって、この附属書に掲げる作業が行われなかった場合には、附属書 5. A に掲げる作業が行われていたはずのものに関する全ての作業を含む。

- R 1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R 2 溶剤の回収又は再生
- R 3 溶剤として利用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R 6 酸又は塩基の再生
- R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R 8 触媒からの成分の回収
- R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R 11 R 1 から R 1 0 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R 12 R 1 から R 1 1 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R 13 附属書 5. B に掲げるいずれかの作業のための物の集積

附属書 6 :

OECD の危険性に基づくアプローチの基準

A) 特性

- 1) 通常、その廃棄物は本決定附属書 2 の有害特性を有しているか。さらに、一以上の加盟国において有害廃棄物であると法的に定義され又はみなされているかを知ることは有益である。
- 2) その廃棄物は典型的に汚染されているか。
- 3) その廃棄物の物理的状態はどのようなものか。
- 4) 事故的漏洩あるいは管理の不備の際、浄化の困難度はどれぐらいか。
- 5) 歴史的価格変動を考慮した際、その廃棄物の経済的価値はどの程度か。

B) 管理

- 6) その廃棄物を回収する技術力は存在しているか。
- 7) その廃棄物の越境移動、あるいはそれに伴う回収作業により環境への有害な事故が生じたことがあるか。
- 8) その廃棄物は、定期的に確立された経路によって取引されているか。また、商業分類による証明があるか。
- 9) その廃棄物は有効な一つの、あるいは一連の契約の条件の下で、通常国際間を移動するか。
- 10) その廃棄物の再生利用及び回収利用の程度はどれぐらいか。また、その廃棄物の中で回収管理されない部分の割合はどれぐらいか。
- 11) 回収作業から生じる総合的な環境上の利益はどれぐらいか。

附属書 7 :

加盟国より提供される実用的情報

- (1) 権限ある当局：回収作業が行われる廃棄物の越境移動に対して管轄権を有する規制当局の住所、電話番号、電子メールのアドレス及びファックス番号を記載する。異なる移動の形態により別の権限ある当局があることが知られている場合（例：通過の場合には、輸出入の場合とは異なる権限ある当局となる場合）にはこれも記載する。適用される場合は、国の権限ある当局のコードナンバーも記載する。
- (2) 中央連絡先：個人が望む場合には、そこを通じて追加的あるいは補完的情報を得ることができるような通信窓口の住所、電話番号、電子メールのアドレス、ファックス番号等を提供する。
- (3) 受け入れ可能な言語：通告書類を受け取る権限ある当局が理解可能な、輸出者が使用することができる言語を記載する。
- (4) 要求される輸出入地：回収作業が行われる廃棄物の輸送を行う場合、特定の税関を通過してその管轄下にある地域から輸出入をしなければならないことが国内法で規定されている場合は、記載する。
- (5) 事前の同意が与えられている回収施設：第2章D条(2)のケース2に従って、加盟国がその管理下にある地域内に、特定の廃棄物を受け入れられる一あるいはそれ以上の事前の同意が与えられている回収施設を有する場合には、それを記載する。施設の所在地、事前の同意の有効期限、受け入れ可能な廃棄物の種類及び量に関する詳細な情報が判明した時点で記載する。
- (6) 分類の相違：本決定B条(4)の規定に基づき、国のリストにOECD附属書3及び4と異なる分類がある場合には、それを記載することを本条項は意味する。
- (7) 禁止事項：加盟国の適切な国内法規の下で、輸出入が特に禁止されている廃棄物に関する情報を提供する。
- (8) 契約要件：権限ある当局がその契約について審査するか否かについても含む、輸出者と輸入者の間の契約に関する要件を記載する。
- (9) 書面による同意：加盟国が輸出あるいは輸入の際に書面による同意を必要とする場合には記載する。
- (10) 環境上適正な管理に関する情報：廃棄物の環境上適正な管理に関する国内法令の条項に基づく追加的情報を記載する。
- (11) 輸出通告：輸出者の代わりに権限ある当局が輸出通告を行うかを記載する。
- (12) 移動書類：輸入国において回収施設により廃棄物が受領された旨記載した、署名入りの移動書類の写しを受け取ることを通過国が望まない場合は記載する。
- (13) 金銭的要件：加盟国が回収される廃棄物の越境移動の際に金銭的保証を要求する場合には、その要件は本項に特定されることになる。提供される情報には、とりわけ、保証の形態（例：保険条項、銀行の書簡、証書等）、補償額（もしあれば最低額及び最高額）、廃棄物の量あるいは有害性により補償が異なるのか、補償される損害を含むものとする。
- (14) 関係する国内法規：本決定の条件に関する条項を含む関連する国内法規の引用を記載する。
- (15) その他は以下について記載するために使用される：
 - ・本決定と国の条項との相違に関する追加情報
 - ・関連する国内法規の保留修正
 - ・加盟国により適当であると見なされたその他要件及び事項

附属書8：

通告書及び移動書類

A. 通告書類に含まれる情報

- 1) 移動書類の連番もしくは他の識別番号
- 2) 輸出者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス及び連絡責任者
- 3) 回収施設の名称、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス及び適用される技術
- 4) 輸入者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールのアドレス
- 5) 予定される運搬者あるいはその代理人の住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス
- 6) 輸出国及び所管の権限ある当局
- 7) 通過国及び所管の権限ある当局
- 8) 輸入国及び所管の権限ある当局
- 9) 個別的通告か包括的通告か。包括的通告である場合、要請された有効期間。
- 10) 越境移動開始の予定日
- 11) 予定される輸送手段
- 12) 適用可能な保険もしくはその他の金銭的保証が、現に有効である、もしくは将来発効することの証明
- 13) しかるべきリスト（附属書3又は4の第1部又は2部）への廃棄物の種類の指定及びその記述、各推定総量、有害特性
- 14) 本決定附属書5. Bに基づく回収作業の特定
- 15) 本決定により要求されている書面による単一あるいは一連の契約、もしくは契約相当の取り決めが存在することの証明
- 16) 輸出者の知る限りにおいて、情報が完全かつ正確であることについての輸出者自身による証明

B. 移動書類に含まれる情報

上記Aに含まれる全ての情報に以下の情報を加える。

- a) 輸送が開始された日
 - b) 運搬者の名称、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールのアドレス
 - c) 梱包の形式
 - d) 運搬者によって講じられるべき、あらゆる特別な予防措置
 - e) 全関係国の権限ある当局から何ら反対が申し立てられていないとの輸出者による宣言。この宣言には輸出者の署名を必要とする。
 - f) 個々の保管の移転に際する適切な署名
- C. 推奨される通告及び移動書類の様式（第I章パラグラフ3参照）

注：

通告及び移動書類は今後、当該C(92)39/FINAL修正が最終採択のために理事会に提出される前に注釈とともに再製される。